

朝 監 発 第 4 7 号  
令和 4 年 1 1 月 3 0 日

朝 日 町 長 鈴木 浩 幸 殿  
朝 日 町 議 会 議 長 阿 部 為 吉 殿  
朝 日 町 教 育 委 員 会 教 育 長 堀 俊 一 殿  
朝 日 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 白 田 和 好 殿  
朝 日 町 農 業 委 員 会 会 長 鈴 木 好 一 殿

朝日町代表監査委員 阿部 憲 明



令和 4 年度朝日町一般会計・特別会計・企業会計財務監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により財務監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

記

1. 監査の実施期間

- 10 月 12 日 (水) 議会事務局、農林振興課、農業委員会
- 10 月 14 日 (金) 建設水道課 (一般会計分)
- 10 月 18 日 (火) 健康福祉課 (特別会計を含む)、総合産業課
- 10 月 19 日 (水) 教育文化課
- 10 月 20 日 (木) 健康福祉課 (特別会計を含む)
- 10 月 21 日 (金) 総務課 (総務係、財務係)、政策推進課
- 10 月 25 日 (火) 税務町民課 (税務係、住民生活係)
- 10 月 28 日 (金) 税務町民課 (出納係)、  
建設水道課 (特別会計、企業会計分)、町立病院
- 11 月 1 日 (火) 総務課 (危機管理対策室)、  
現場調査 (教育文化課、農林振興課)

2. 監査の執行者

朝日町監査委員 阿部憲明  
朝日町監査委員 阿部正明

### 3. 監査の対象

令和4年度各課所管事務事業

- (1) 令和4年9月末日現在における予算執行状況について
- (2) 事務事業の管理運営について
- (3) 契約状況について
- (4) 補助金について
- (5) その他

### 4. 監査の方法

令和4年度上半期における一般会計、特別会計及び企業会計の予算が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類等の調査照合をするとともに、担当職員の説明を聴取しながら監査を行った。

### 5. 監査の着眼点

- (1) 各事業、予算が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか
- (2) 令和3年度決算審査等で指摘のあった事項が改善または検討されているか
- (3) 各所属所管業務の諸課題への対応は適切になされているか
- (4) 県と町との連携による補助事業等は効果的に行われているか。
- (5) ゼロカーボンやSDGs（持続可能な開発目標）に関する取り組みは適切に行われているか。
- (6) 燃料高騰への対応は適切になされているか。
- (7) 職員の育成と働き方改革は適切に行われているか。

### 6. 監査の結果

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各所属の財務に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、令和5年度予算編成はじめ今後の町政運営にあたっては、別紙「令和4年度財務監査所見」について留意されたい。

(別紙)

## 令和4年度 財務監査 所見

### 1. 行財政運営について

#### (1) 持続可能な財政運営について

- 町の財政は高い健全性を維持しているものの、自主財源に乏しいことから脆弱であり、経常収支比率一つとっても硬直している。加えて、今後、朝日自然観をはじめとする観光交流施設の整備や庁舎の大規模改修など財政需要の増が見込まれる。
- コロナ禍対策として、経営補償給付金より営業活動支援を選択するなど民度の高い町と言える。かかる特質を生かしつつ、町民の理解を得ながら更なる行財政改革に取り組むことが求められる。こうした中、財政状況についての広報誌での特集は、時宜を得たものとして高く評価したい。引き続き、財政の中期展望も含め、町民に丁寧提示し、真の協働のまちづくりを推進されたい。

#### (2) 透明性の高い行政執行について

- 限られた財源の中で質の高い行政サービスを実現するためには、必要性や緊急性、効果を検証し、事業の重点実施やコストの縮減などにより効率的に事業を実施し、町民への説明責任を果たすことが重要である。
- 町においては、地域からの要望が多く、かつ多様化してきている道路等のインフラ整備にあたっては、必要性や緊急性、効果等の項目において一定の基準を設定し事業を採択していることを評価したい。  
しかしながら、採択基準が内部資料にとどまっている現状にある。町ホームページ上での公表や区長会等で説明するなど事業採択のさらなる明確化、透明性を期待したい。そのことが行政に対する町民の信頼にもつながるものと思料する。

### (3) 国・県との連携について

#### 県と町の連携（補助事業）について

補助事業数	町負担の性格			
	町事業に県補助	義務的負担	嵩上げ補助	協調制度
19(11)	5(2)	9(6)	3(2)	2(1)

(注)( )は、県が制度設計するにあたり、町に対して事前に説明や協議がなかった事業数

- 効率的で効果的な町予算の執行にあたっては国や県との連携は必要不可欠である。その際、町は国や県の補完的役割ではなく独立した自治体として制度を活用するというスタンスが求められる。
- 町と県の連携の現状について、補助事業を例にして調査した。町で実施している県の補助事業は19事業で、うち町の義務的負担があるのが9事業を数え、しかも過半の事業においては事前の説明や協議もなかった。
- 国や県との連携としては、義務的負担の解消とともに、現場に近く現状を把握し得る自治体からの建設的な政策提言が求められる。一例として、町と県（総合支庁・企業局）が協調した災害復旧は好事例であり、DX（デジタルトランスフォーメーション）やりんごの郷協議会の活動に期待したい。

国や県の制度設計にあたり相談を持ち掛けられる町、事前調査の対象地域として選ばれる町となれるよう、先駆的かつ個性的なまちづくりの実践が求められる。

また、国の出産費用支援に県とともに町も補助を実施している。かかる施策の展開にあたっては、単なる嵩上げ補助ではなく、町の政策の狙いが町民に理解される仕組みについて検討されたい。

## 2. 適切な事務処理について

### (1) 法令遵守について

- 契約や補助事業の適切な事務執行については、過去の決算審査や財務監査において重ねて意見を表明し、かつフォローアップの対象として是正を求めてきた。
- 本監査に限っても、契約事務では、応急処置を要する工事の適確な事務処理、予定価格の未設定や積算の不明確及び適用消費税率の誤り、さらには前払金の支払い遅延といった事案がみられた。

また、補助事業においても、実績報告書及び請求書の提出や補助金交付で、交付規則や交付要綱で規定する条件と異なる事務処理がみられた。

- なお、これらの事務処理は、契約の締結や補助金交付に影響を及ぼさない程度の瑕疵ではあるが、重大な事故に発展する危険性を内在している。

法令遵守について細心の注意喚起を要請するとともに、職員一人ひとりの実情に則した会計事務にかかる研修や審査のあり方について検討されたい。

## (2) 事務処理ミスの再発防止について

- 他自治体の事案として、過去の事務処理ミスと同じ業務で、かつ同じ内容で、担当者の異動によりミスを繰り返したと報道された。

ミスをしないことが基本であるが、行政としては、再発と職員間の引き継ぎが不十分であったという点で重く受け止め深く反省する必要がある。

- 町においても事務処理ミスが発覚し、町民に迷惑をかけたほか、その都度、後始末に多大の労力を費やしている。

町としても他自治体の事案を他山の石として適切な事務処理に取り組む必要が有る。

- 担当が異動しても過去の事案にかかる情報が共有できる仕組みが重要である。県等の協力をも得ながら、町のみならず他自治体の事案についても収集するとともに、発生の変因から対応に至るまでの顛末について「カルテ」として記録を残すほか、マニュアルを整備するなど、事務処理ミスの未然防止と再発防止に万全を期されたい。

## 3. 組織体制について

### (1) 新たな課題への対応について

- 近年、行政需要の多様化、複雑化に伴い、既存組織では適確で効果的な対応が難しくなっている。

町においては、これまでも災害やコロナ禍などの課題に本部を立ち上げるなど組織あげて対策を講じてきたが、SDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラル、DX等の推進、さらには内外から注目されている空気神社の活用など新たな課題が多岐にわたっており、従前の対処療法型でない攻めの取組みが求められている。

外部人材の登用とともに、推進室の新設やプロジェクトチームの設置など総合的で弾力的な体制整備に意を用いられたい。結果としてまちづくりの姿勢を内外に発信することともなる。

## (2) 職員の働き方改革について

- 町では、働き方改革を全庁あげて取り組んでおり、町民が主役の町政との意識改革とも相まって、会議の持ち方や接遇はもとより、職員の年次有給休暇の取得や休日出勤等においても一定の効果がみられる。

なお、時間外勤務の縮減に向けては、コロナ禍対策や災害対応等の特殊業務があるとはいえ、組織や業務の見直しも含め、さらなる努力を傾注されたい。

また、休日出勤については、休日での催事が避けられないこともあり、やむを得ないものと理解する。町では、休日出勤については代休措置で対応しているが、代休の未消化がみられ、しかも年度を越えての積み残しも散見される。

催事の実施団体間の業務見直し等による縮減を図るほか、未消化等の緊要な課題については、振替休日への段階的な移行を視野に指定日の弾力的な設定など新たな取り扱いについて早急に検討されたい。